

【じゅうしやま】

令和7年5月号 愛知県蟹江警察署 子宝駐在所 TEL (代) 0567-95-0110



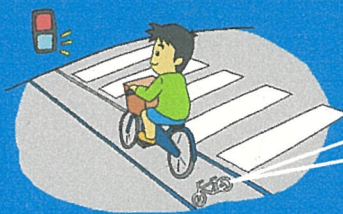
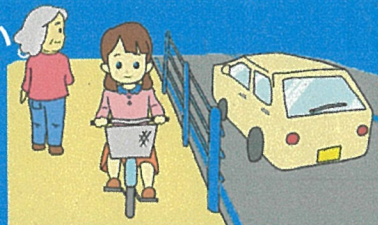
危険です ながらスマホで 踏むペダル ～自転車を安全に利用しよう～

毎年5月は自転車活用推進法により、自転車月間が定められています。

自転車事故の特徴や事故防止方策をそれぞれ考えて自転車の安全利用促進に努めてください

◎ 自転車安全利用五則

- ① 車道は原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って安全確認



- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



自転車に 乗るなら必ず ヘルメット

道交法の改正により、乗車用ヘルメットの着用が努力義務になりました。

契約は納得してから！

～ もうかります そんな言葉に ご用心 ～

皆さんに注意していただきたい悪質商法の手口の一例を紹介します。

◎利殖勧誘商法

高額出資を募り、お金をだまし取る。
最近是有名人を名乗る手口も



◎住宅リフォーム詐欺商法

無料点検を装い近づき、高額な工事の契約を迫ります。



◎送り付け商法

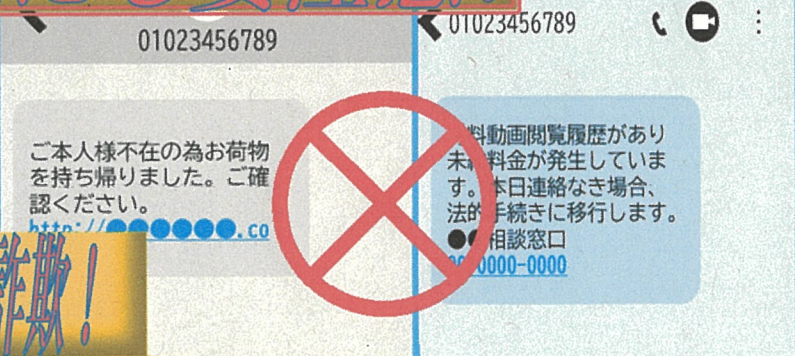
勝手に商品を送り付け、商品代金を払わせる。



特殊詐欺にも要注意!



カードを渡して、は詐欺!



ショートメッセージにも注意!



警察官をかたる電話に注意!!

